

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月26日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第26号

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年鈴鹿市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第2条 小学校及び中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 小学校及び中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
小学 校	略	略	小学 校	略	略
	鈴鹿市立神 戸小学校	略	鈴鹿市立神 戸小学校	略	略
	<u>鈴鹿市立合 川小学校</u>	略	<u>鈴鹿市立合 川小学校</u>	<u>鈴鹿市三宅町3694番 地の2</u>	
	<u>鈴鹿市立天 名小学校</u>	略	<u>鈴鹿市立天 名小学校</u>	<u>鈴鹿市御菌町2500番 地</u>	
	略	略	略	略	
	<u>(仮称) 鈴 鹿市立新た な小学校</u>	鈴鹿市郡山町710番 地の6	<u>鈴鹿市立郡 山小学校</u>	鈴鹿市郡山町710番 地の6	
略	略	略	略		
略	略	略	略	略	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。